

2024年 12月 第149号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



いよいよ年末を迎え、組合員の皆様にはお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。今年は6月21日に入管法改正の法律が公布されました。これにより技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されました。技能実習制度の廃止が明確化された事で、長年技能実習生を受け入れてこられた企業様は非常に不安を感じられた事と存じます。1993年にスタートした技能実習制度の発展的解消。日本にとっても大きな転換期となったと思います。技能実習制度から育成就労制度へ。当組合では組合員の皆様に、混乱を起こさずスムーズに継続してご活用頂きます様、情報収集・事前準備に取り組んでおります。これからも外国人材雇用を安心して任せられる組合を目指し、職員一丸となって日々努力を重ねて参ります。2025年も引き続き当組合をお引き立て下さいます様、何卒宜しくお願い申し上げます。

源泉徴収票のご用意をお願いします



技能実習生、特定技能外国人も一般社員様と同様に、「令和6年分 給与所得源泉徴収票」の作成・交付をお願い致します。（中国国籍、タイ国籍で租税条約の適用を受けいている場合も必要になります。）

源泉徴収票は技能実習生等が在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請の際に、収入証明の書類として入管から提出を求められる場合がございますため、在籍しております技能実習生、特定技能外国人全員分の源泉徴収票、並びにその元となりました賃金台帳の写しを当組合までご提出頂きたく、お願い申し上げます。（担当者へ直接のお渡し、ご郵送、メール、FAXいずれの方法でも結構です。）

また技能実習生等が居住する市町村役場に「給与支払報告書」のご提出もお願い申し上げます。（課税・非課税・免税に関わらず、必要となります。）

やむを得ない転籍の運用変更



この度、11月1日付けで「技能実習制度におけるやむを得ない転籍の運用変更」が外国人技能実習機構より提示されました。途上国への技術移転を名目とする技能実習制度では、同じ職場で集中的に働いて技術を身に付けてもらうため、原則3年は転籍できない決まりです。

しかしながら劣悪な環境や賃金不払いなどで勤務先から姿を消す実習生が相次ぎ、失踪者は9753人と過去最多を更新しております。悪徳ブローカーは失踪した実習生達をターゲットにして闇バイトに誘うなど、犯罪の温床となっており治安悪化の状況を作り出しております。また欧米各国からは「転職が出来ないのは人権侵害に当たる。」との国際非難が相次ぎ、転籍に関する運用の改善が急務となっております。



今迄も一部、やむを得ない事情があれば転籍も認めるとしていましたが（会社倒産、傷害事件など）、内容が曖昧との指摘がありました。この度改めて制度の運用要領を見直しがなされ、「転籍」の要件に該当するケースを明確化し、パワハラやセクハラなど、悪質な契約違反があった場合なども可能と明記されました。



▼人間関係の不和での転籍 OK▼

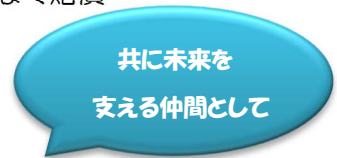
実習実施者と技能実習生の間で雇用契約を合意解除したと認められる場合

典型的には、実習実施者の役職員と当該技能実習生の間でトラブルが発生するなどして信頼関係の修復が困難となり、互いの合意の上で雇用契約を解除する場合があります。（運用要領 第4章第8節参照）

尚、以下の行為も実習生においては転籍が可能になりますが、企業様側は「認定取消」の対象となりますので、くれぐれもご注意ください。

実習実施者が暴行、暴言、各種ハラスメント等の人権侵害行為を行ったと認められた場合

- 胸ぐらを掴む、ヘルメットの上から手や工具で叩く等の暴行
- 「国に帰れ」と帰国を迫る、「使えない」、「バカ」などと名誉を毀損・侮辱する言動
- 「〇〇人は使えない」など、民族や国籍を理由にした差別的な言動
- 母国語を話したら罰金を取ると注意する、土下座や丸刈りを強要する、根拠なく賠償を請求する等の暴言やパワーハラスメント
- 技能実習生に抱きつく、必要なく身体に触る等のセクシュアルハラスメント
- 妊娠をしていることを理由に解雇をほのめかす等のマタニティハラスメント



▼転籍手続の明確化▼

転籍の手続きは右のフローチャートに則って行われます。

転籍の申し出があった場合、実際に行われているのか、実習生が転籍したいために、虚偽申請を行っているのか等、事実確認のため、組合がお話を伺いに参ります。

また、実施困難後に新たな転籍先が見つからない場合、アルバイトが可能な「特定活動（週28時間以内の就労可・4月）」への資格変更や、在留カード（技能実習）にアルバイト「資格外活動許可（週28時間以内の就労可）」が認められるようになりました。

特定技能移行準備を認める「特定活動（1年・就労可）」の復活は一旦見送られたようです。

